

実施契約変更契約書（第1回）

令和元年12月19日付けで須崎市（以下「市」という。）と株式会社クリンパートナーズ須崎（以下「運営権者」という。）との間で締結した須崎市公共下水道施設等運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「原契約書」という。）の一部を次のように変更する契約を締結する。

（表現の変更）

第1条 原契約書の約款A第36条9を「前各項の規定に関わらず、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。」に改める。

（業務委託内容の変更）

第2条 原契約書の「別紙4 利用料金収受代行業務委託契約 業務委託契約書」第1条（3）イを「未納者徴収業務（ただし、未納徴収業務の対象からは、①委託者自らが滞納整理を行った方が合理的であると判断したもの、②破産、競売等の事件に至った使用者に関するもの及び③市が徴収困難と判断し、下水道使用料の徴収を停止した者又は市が下水道使用料に係る債権を放棄した者に関するものを除く。）」に改める。

2 原契約書の「別紙4 利用料金収受代行業務委託契約 業務委託契約書」第1条（5）を「（1）から（4）までの業務に附帯する業務」に改める。

（契約の費用）

第3条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、市及び運営権者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 3月 31日

委託者 須崎市

代表者 須崎市長 楠瀬耕作

受託者 住所 高知県須崎市西崎町3番10号

商号又は

名称 株式会社クリンパートナーズ須崎

代表者 代表取締役社長 村上雅亮